

マイクロチップの埋込み実証事業の検体公募に関する要領

環境省では、平成 18 年 7 月から、マイクロチップによる個体識別措置を普及・定着させるため、「マイクロチップの埋込み実証事業」を実施します。

つきましては、以下のとおり「検体」の提供に御協力頂ける団体を公募いたします。

1 事業目的

特定外来生物及び特定動物の飼養許可に当たっては、マイクロチップを基本とする識別措置が義務付けられることとなりました。

このため、環境省では、平成 18 年 2 月に、マイクロチップによる識別措置技術の普及を図るため、埋込みの方法や保定の方法についての技術的な内容を取りまとめた「特定外来生物・特定（危険）動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル」を作成し、関係自治体及び獣医師等に配布しました。本実証事業は、本マニュアルの更なる内容の充実を図るための基礎資料を収集するために行うものです。

2 事業内容

各団体が所有、飼養又は保管している一定数以上の特定外来生物又は特定（危険）動物を検体として提供して頂き、環境省（請負先の（社）日本動物保護管理協会を含む。）職員が、それらの飼養保管場所に出向いて、マイクロチップの埋込み作業を行います。

この作業を通じて、保定方法、埋込み口の後処理、埋込みの作業手順、作業量、その他動物の健康と安全を確保するために必要な事項等についてのデータ収集を行います。

なお、マイクロチップの埋込みにかかる費用（マイクロチップ代、埋込みを行う獣医師の人件費）は、本事業で負担するとともに、マイクロチップリーダーを平成 21 年 3 月 31 日まで貸与します。

3 募集事業数

募集事業数は、哺乳類 2 件、鳥類 2 件、爬虫類 2 件です。

4 実施期間

平成 18 年 9 月 1 日～平成 18 年 11 月 30 日

5 公募期間

平成 18 年 7 月 3 日 ~ 平成 18 年 7 月 31 日

6 提出物

申請に当たって提出して頂く申請書の様式は、別紙 1 のとおりです。

7 応募の要件

- ・公益法人又はそれに準ずる事業等を行っている団体であること
- ・検体となる動物は、営利事業に係るものではないこと
- ・再現性の高い実証事業が行えるように、次の数以上の検体数（同一種又は類似種の合計数）を提供できること

哺乳類：30頭

鳥類：30頭

爬虫類：60頭

- ・埋込み作業の際に、動物の保定等を行う要員を無償で提供できること
- ・以下の免責事項を承諾すること
（マイクロチップ自体に起因する死亡及び損傷、動物の特異体質による死亡及び損傷、不慮の事故、天変地異に起因する動物の失踪、死亡及び損傷）
- ・埋込み後の動物の状態の経過観察を行い、その結果を、3年間に渡り毎年3月31日までに、別紙2の様式により報告すること

8 結果の発表

結果の発表は、平成 18 年 8 月 18 日までに、各申請者に対して個別に通知します。なお、応募が多数の場合は、審査のうえ、本実証事業の目的等に照らしてより適切と認められる団体を選定させていただきます。